

毎週火、金曜日発行(但休日になるときは翌日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

◇告示 河川法を準用する河川の認定  
昭和二年四月鳥取県告示第百十六号(河川法準用の件)の一部改正

## 告示

### 鳥取県告示第四百十二号

河川法準用令(明治三十二年勅令第四百四号)第一条第一項の規定により、河川法を準用する河川を次のとおり認定した。

昭和三十三年九月四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

八東川支春米川 左岸 八頭郡若桜町大字若荷谷字屋敷廻り一六六ノ三から春米川準用河川地点まで

右岸 八頭郡若桜町大字若荷谷字屋敷廻り一〇四

### 鳥取県告示第四百十三号

昭和二年四月鳥取県告示第百十六号(河川法準用ノ件)の一部を次のように改正し、昭和三十三年九月四日から施行する。

昭和三十三年九月四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

「支春米川 右岸 自 八頭郡若桜町大字淵見字上河原 至 八東川合流点

左岸 自 八頭郡若桜町大字淵字カセカセ 至 八東川合流点

「支春米川 右岸 八頭郡若桜町大字若荷谷字屋敷廻り

一〇四から八東川合流点まで

左岸 八頭郡若桜町大字若荷谷字屋敷廻り 一六六ノ三から八東川合流点まで」

に改める。